

議案第 1 号

令和 7 年度富津市教育委員会被表彰候補者の追加について

富津市教育委員会は、令和 7 年度富津市教育委員会教育功労者の被表彰該当者を別紙のとおり追加することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 13 号の規定により、議決を求める。

令和 8 年 1 月 22 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

提案理由

富津市教育委員会表彰規程（平成10年富津市教育委員会訓令第 1 号）第 5 条の規定により、富津市におけるスポーツの振興に関し特に功績の顕著であった個人を教育功労者の被表彰該当者として追加することについて、議決を求めるものである。

議案第 2 号

富津市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を、別紙のとおり委嘱することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 21 号の規定により、議決を求める。

令和 8 年 1 月 22 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

提案理由

富津市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 8 号）第 5 条の規定により、新たに委嘱しようとするものである。

なお、任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

令和8年度・令和9年度 学校医名簿

(敬称略)

番号	担当校	職種名	氏名	医院名		備考
1	青堀小学校	学校医	金井 徳彰	富津市大堀	金井医院	再任
2		学校医	竹内 修	富津市大堀	竹内医院	新任
3	富津小学校	学校医	東 秋弘	富津市大堀	東病院	再任
4	飯野小学校	学校医	田中 計	富津市大堀	たなか ハートクリニック	再任
5	大佐和小学校	学校医	石代 誠	富津市下飯野	さくら クリニック	再任
6	吉野小学校	学校医	安達 愛奈	富津市千種新田	大佐和分院	再任
7	天羽小学校	学校医	今村 大朗	富津市売津	天羽 診療所	再任
8	富津中学校	学校医	三枝 奈芳紀	富津市青木	三枝病院	再任
9		学校医	竹内 修	富津市大堀	竹内医院	再任
10	大佐和中学校	学校医	原田 則雄	富津市湊	原田内科 小児科医院	再任
11	天羽中学校	学校医	今村 大朗	富津市売津	天羽 診療所	再任

令和8年度・令和9年度 学校歯科医名簿

(敬称略)

番号	担当校	職種名	氏名	医院名		備考
1	青堀小学校	学校歯科医	熊切篤	富津市大堀	熊切歯科医院	再任
2		学校歯科医	飯島達郎	富津市大堀	飯島歯科医院	再任
3	富津小学校	学校歯科医	中島規男	富津市大堀	なかじま 歯科	再任
4	飯野小学校	学校歯科医	水町裕義	富津市上飯野	水町 歯科医院	再任
5	大佐和小学校	学校歯科医	間瀬慎一郎	富津市大堀	間瀬 デンタルクリニック	再任
6	吉野小学校	学校歯科医	白井義夫	富津市西大和田	白井 歯科医院	再任
7	天羽小学校	学校歯科医	重田吉美	富津市更和	よしみ 歯科クリニック	再任
8	富津中学校	学校歯科医	熊切篤	富津市大堀	熊切 歯科医院	再任
9		学校歯科医	水町裕義	富津市上飯野	水町 歯科医院	再任
10	大佐和中学校	学校歯科医	柳澤光治	富津市岩瀬	いわせ 歯科	再任
11	天羽中学校	学校歯科医	今村健朗	富津市売津	今村 歯科医院	再任

令和8年度・令和9年度 学校薬剤師名簿

(敬称略)

番号	担当校	職種名	氏名	薬局名		備考
1	青堀小学校	学校薬剤師	佐野友樹	富津市千種新田	ヤクスト [®] ラッグ 富津大貫 薬局	再任
2	富津小学校	学校薬剤師	山寄章吾	富津市大堀	山久薬局	再任
3	飯野小学校	学校薬剤師	佐久間憲子	君津市東坂田		再任
4	大佐和小学校	学校薬剤師	榎本玲子	富津市千種新田	かずさ 薬局	再任
5	吉野小学校	学校薬剤師	宮野京子	富津市大堀	たんぼぼ 薬局	再任
6	天羽小学校	学校薬剤師	小柴一浩	富津市売津	いわしや 薬局	再任
7	富津中学校	学校薬剤師	高橋翔冴	富津市大堀	山久薬局	新任
8	大佐和中学校	学校薬剤師	榎本玲子	富津市千種新田	かずさ 薬局	再任
9	天羽中学校	学校薬剤師	大島拓二郎	富津市湊	大塚薬局 湊店	再任

議案第 3 号

富津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

富津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（令和 4 年富津市教育委員会
規則第 4 号）の一部を改正する規則について、富津市教育委員会行政組織規則第 5
条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 8 年 1 月 22 日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

提案理由

令和 8 年 4 月の学校再配置に伴い、大貫小学校の名称が大佐和小学校となること
から、所要の改正を行うものである。

富津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則
富津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（令和4年富津市教育委員会
規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第4号を次のように改める。

（4） 富津市立大佐和小学校

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

富津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（令和4年富津市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現 行	改 正 案						
<p>(設置)</p> <p>第2条 富津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により次の表に掲げる市立学校に協議会を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="235 403 1088 683"> <tr> <td data-bbox="235 403 1088 523">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 523 1088 563">(4) 富津市立大貫小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 563 1088 683">(略)</td> </tr> </table> <p>2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、次に掲げる者の意向を踏まえるものとする。</p> <p>(1) 対象学校（協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長</p> <p>(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。次条第2項第2号において同じ。）</p> <p>(3) 対象学校が所在する地域住民代表</p>	(略)	(4) 富津市立大貫小学校	(略)	<p>(設置)</p> <p>第2条 富津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により次の表に掲げる市立学校に協議会を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1173 403 2027 683"> <tr> <td data-bbox="1173 403 2027 523">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 523 2027 563">(4) 富津市立大佐和小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 563 2027 683">(略)</td> </tr> </table> <p>2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、次に掲げる者の意向を踏まえるものとする。</p> <p>(1) 対象学校（協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長</p> <p>(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。次条第2項第2号において同じ。）</p> <p>(3) 対象学校が所在する地域住民代表</p>	(略)	(4) 富津市立大佐和小学校	(略)
(略)							
(4) 富津市立大貫小学校							
(略)							
(略)							
(4) 富津市立大佐和小学校							
(略)							